

衆議院内閣委員会ニュース

平成 24.7.20 第 180 回国会第 10 号

7月20日(金)、第10回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 福島 伸 享君(民主)

補欠選任 理事 湯原 俊 二君(民主)(理事福島伸享君今20日理事辞任につきその補欠)

理事 古賀 敬 章君(生活)(去る6日の議院運営委員会における理事の各党派割当基準の変更に伴う選任)

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)(参議院送付)

- ・松原国務大臣(国家公安委員会委員長)から提案理由の説明を聴取しました。
- ・松原国務大臣(国家公安委員会委員長)及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成 - 民主、自民、生活、公明、共産、みんな)
- ・津村啓介君外5名(民主、自民、生活、公明、共産、みんな)から提出された附帯決議案について、平沢勝栄君(自民)から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
(賛成 民主、自民、生活、公明、共産、みんな)

(質疑者及び主な質疑内容)

森山浩行君(民主)

- ・本改正案の施行以前に行われた暴力行為や人の生命又は身体に危害をもたらすような行為についても、特定危険指定暴力団等の指定要件となるのか。
- ・平成4年の本法施行以後20年となるが、本法が一定の効果を示す一方で、暴力行為が潜在化してきている。このような暴力団の潜在化にどのように対応していくのか。
- ・現に暴力団抗争が現に発生している福岡県等からの要望を踏まえ、今後新たな捜査手法を導入するなど捜査手法の高度化を図る必要があるのではないのか。

平沢勝栄君(自民)

- ・諸外国の例を見れば犯罪組織が無い国もあるようだが、なぜ我が国では暴力団が存在しているのか、なぜ壊滅できないのか伺いたい。また、暴力団の非合法化についての考え方を伺いたい。
- ・本法はこれまで小出しに何度も改正されてきたが、その成果について伺いたい。また、地方からの要望を踏まえ、抜本的な改正を行う必要性について伺いたい。
- ・暴力団排除条例が全国で既に設けられているが、その中で共通するような事項は、むしろ国が法律で対処すべきではな

いのか。

- ・暴力団の壊滅に向けて、通信傍受なども含めた捜査の高度化に対する松原国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

古賀敬章君(生活)

- ・九州誠道会と道仁会の対立抗争について、松原大臣は現状をどのように認識しているか。
- ・特定抗争指定暴力団にはどの指定暴力団を指定するのか。また、警戒区域はどのような地域を定めようとするのか。
- ・都道府県暴力追放運動推進センターに対する財政支援についてどう考えているのか。

遠山清彦君(公明)

- ・改正暴対法の適用が限られる暴力団準構成員が構成員より多いという現実を踏まえ、警察庁はどのように対応するのか。
- ・改正暴対法は警戒区域外では適用されないこと、九州誠道会と道仁会の対立抗争事案の検挙率が低いことを踏まえ、松原大臣の暴力団対策への決意を伺いたい。
- ・暴力団そのものに対する規制の在り方について議論があるなかで、今回の暴対法の改正の真意について松原大臣に伺いたい。

浅尾 慶一郎君(みんな)

- ・暴対法第 14 条に規定されている「必要な援助」とは、具体的にどのようなものなのか。また、「事業者」はどのように定義されているのか。
- ・改正暴対法第 32 条の 2 は努力規定として事業者の責務を規定している。同規定中の「不当な利益」とは具体的にどのようなものなのか。また、事業者の自主的な取組に任せるだけでなく、警察当局による指導や指針の策定を行う必要があるのではないか。

塩川 鉄也君(共産)

- ・九州誠道会と道仁会の対立抗争についての経緯及び現状と同抗争事件の検挙状況を伺いたい。
- ・検挙率向上について松原大臣の決意を伺いたい。
- ・事業者の責務規定(改正暴対法第 32 条の 2)における「不当な利益」とは具体的にどのようなものなのか。また、「不当な利益」か否かの具体的な事例を示す必要があるのではないか。